

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年6月25日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ郡店

所在地 岡山市南区郡3010番地2

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称：山陽マルナカ郡店

所在地：岡山市南区郡3010番2外

(変更後) 名称：マルナカ郡店

所在地：岡山市南区郡3010番地2

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目 305番地の2	代表取締役 宮宇地 剛

(変更後)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ西日本 株式会社	広島市南区段原南一丁目 3番52号	代表取締役 平尾 健一

(4) 変更年月日

①及び② 令和3年3月1日

(5) 変更理由

- ①合併による店舗名の変更、所在地については誤記の訂正
- ②合併による小売業者の変更

2 届出年月日

令和3年6月11日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年6月25日から令和3年10月25日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課